

鎌倉市・宅地内排水設備申請のしおり

令和7年(2025年)4月

鎌倉市都市整備部 下水道経営課

内容

はじめに	1
下水道の役割	1
排水設備の意義	1
指定工事店の役割	1
申請者(設置義務者)	1
私法上の権利関係について	2
無届工事	2
排水設備の基本	3
排水設備の範囲	3
下水の種類	3
排水設備の設計	3
構造基準	4
仮設トイレ、先行配管等	5
既設管の使用	5
床下集合配管	5
排水ヘッダー（床下集合配管システム）	5
阻集器（グリーストラップなど）	5
ディスポーザー（生ゴミ粉碎機）	6
除害施設の設置等	6
雨水の処理	6
雨水浸透施設	7
各種補助制度	8
くみ取り便所改造又はし尿浄化槽廃止にかかる補助金と貸付金	8
共同私設下水道	8
私設汚水ポンプ	9
浄化槽雨水貯留施設	9
共同私設下水道の改築・修繕	9
私設汚水ポンプの改築・修繕	9
排水設備の申請・完了届	10
オンライン申請について	10
申請の流れ	11
申請書	12
決定通知	13
計画の変更	13
完了届の提出	13
完了検査	13
様式等	13
記載例	20
問い合わせ先	26

はじめに

下水道の役割

下水道法第 1 条では「この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」と規定しています。

下水道は、住民の日常生活に必要不可欠な施設であり、伝染病の予防やトイレの水洗化による悪臭の防止など公衆衛生の向上や生活の改善をすすめてきました。近年では排水の高度な処理により、川や海の水質を向上させるなど環境の改善にも役立っています。

なお、**鎌倉市の下水道は分流式**(汚水と雨水を別々に排除する方式)です。工事を計画・実施する際は、汚水・雨水台帳と現場での確認を徹底してください。

排水設備の意義

排水設備は、土地や建物から発生する下水を公共下水道に流入させるために必要な施設であり、その設置や維持管理については、個人や事業場が行うことになります。しかし、その構造や機能に問題があると、下水道の目的である都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全などの目的を達成することができません。

このため、下水道法や建築基準法等の法令や条例で、その設置について規定しています。

また、排水設備は、私有地内に設置されるものであり公共下水道と比較して小規模ですが、その目的や使命は、公共下水道となら変わるものではないため、その設計にあたっては、関係法令に定められた技術上の基準に従って適正な設計を心がけなければなりません。

指定工事店の役割

排水設備の新設、増設又は改築を行おうとする者(申請者)は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令等に適合するものかどうか、事前に市長の確認を受けることとなっており、排水設備の設計や工事は、技能を有すると市長が認めた「責任技術者」が専属する業者で市長が指定した「下水道指定工事店」でなければ行えないことになっています。

これは、技術基準や法令、水質などを確保するために、鎌倉市下水道条例で設計や工事を「責任技術者」「指定工事店」に限定(市長が特に認める者を除く)しているためです。このように「責任技術者」「指定工事店」は下水道の目的を達成するための大きな役割を担っており、その責任を強く自覚し、丸投げ、名義貸し、事前着工などが無いようにすることが必要です。

申請者(設置義務者)

公共下水道の供用が開始された場合は、下水道法第 10 条第 1 項により「排水設備の設置義務者は、遅滞なく次の区分に従って排水設備を設置しなければならない」と規定しています。

- 1 建築物の敷地である土地にあつては、その建築物の所有者
- 2 建築物の敷地でない土地(③を除く)にあつては、その土地の所有者
- 3 道路(道路法による道路をいう)その他の公共施設(建築物を除く)の敷地である土地にあつては、その公共施設の管理者

私法上の権利関係について

下水道条例に基づいて提出された「排水設備の確認申請」は、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及び条例の規定に適合していることを市長が確認するものであって、私法上の土地利用、賃貸等の権利関係まで立ち入るものではありません。したがって、排水設備の確認申請書が提出された場合、条例・規則・指導基準等で定めている事項に適合していれば受理・審査されるものです。

「排水設備の確認申請（第 1 号様式）」（注）2 は、排水設備を他人（本人、親子、同居の親族以外の者）の所有又は占有しているところに埋設又は接続しなければならない時に、その所有者又は占有者の同意を得てから申請するよう記載しています。これは民民間のトラブル防止を目的としたお願いであり、私法上の確認までを行うものではありませんので、申請時には必ず関係者の承諾を得るようにしてください。

下水道法第 11 条第 3 項の解釈では、排水設備の設置者は土地所有者、占有者への通告によって、承諾を待つまでもなく必要な対応ができることから、排水設備の確認申請においても、同意の有無まで確認を行わなくても、条例等の技術基準に整合していれば決定通知を発行します。

申請者は、市長からの決定通知や検査済標の発行などにより、あたかも私法上の権利関係まで承知したように誤解する場合があります。指定工事店・責任技術者は、このことを認識し、申請者に対して十分説明する必要があります。

無届工事

申請せずに工事した場合(事前着工も含む)は、「無届工事」となります。無届工事の場合、通常の申請処理とは異なり、無届工事が確認された際は、責任技術者又は指定工事店の代表者は無届工事に至った経緯について説明を行うとともに、関連書類等の提出が必要となります。

無届工事は法令違反であり、指定工事店や責任技術者の資質が問われることになります。補助金が受けられないなど、申請者に迷惑をかけることにもなります。

無届工事が再三に渡る場合、指定工事店の指定取り消しや指定停止、責任技術者は登録の取り消しや登録の停止となる可能性がありますので、十分に注意してください。

◆鎌倉市下水道指定工事店規則 第 9 条第 2 項（指定の取消し又は停止）

市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて指定を停止することができる。

（2）業務に関し不正な行為がある等市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

◆ 第 17 条（登録の取消し又は停止）

市長は、責任技術者から前条第 1 項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録を取り消すものとする。

2 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて登録を停止することができる。

（3）業務に関し不正な行為がある等市長が責任技術者として不適当と認めたとき。

◆鎌倉市下水道条例 第 7 章（罰則）

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は 5 万円以下の過料に処する。

（1）第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者

排水設備の基本

排水設備の範囲

排水設備の範囲は、水道の給水用具を受ける設備、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、受水槽及び除害施設を含みます。ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体になっているため、排水設備として扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫、給湯器等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備となります。

公共汚水ます(市施工、自費工事ともに)は宅地内排水設備ではありませんので、別途申請が必要となります。

 [お問い合わせ](#) 公共汚水ますに関することは、下水道河川課

下水の種類

汚水（生活若しくは事業に起因）	雨水（自然現象に起因）
水洗便所からの排水 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水 屋外洗場等からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの） プールからの排水 冷却水、冷暖房施設の排水 給湯器・エアコンのドレン排水 地下構造物からの湧水 工場、事業場の生産活動により生じた排水 その他雨水以外の排水	雨水 地下水（地表に流れ出てくる湧水） 雪どけ水 その他の自然水

その他、上記以外の取り扱い事項

- 散水を目的とした散水栓は雨水として扱います。ただし、水栓柱に蛇口を取り付けた立水栓は、排水設備を設けることができるため、汚水として扱います。また、屋外シャワーの排水についても汚水として扱います。
- 建築現場の根切（根堀）箇所からの排水は汚水として扱います。
- [潜熱回収型ガス給湯器及び家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水の取扱い](#)については、[汚水系統に排水することを原則](#)としますが、設置する「潜熱回収型ガス給湯器」及び「家庭用燃料電池システム」が一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器であれば雨水系統の排水設備に排水することを認めるものとします。なお、設置に当たっては、下記留意事項に配慮してください。
 - ドレン排水を直接地先の側溝や共用通路、ベランダ等に排水する場合、飛散や溢水の防止がされていること
 - 側溝や側溝柵に滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮がされていること
 - ドレン排水の状況などの点検・確認等に支障がないこと
 - ドレン排水の排水管を雨水の縦樋に直接接合する場合、潜熱回収型ガス給湯器等内への溢水の防止がされていること

詳しくはこちら→



排水設備の設計

排水設備の設計にあたっては、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備となるようにしてください。そのため、現場の状況、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造、機能を有し、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備を設計するよう努めなければなりません。

構造基準

宅地内排水設備の構造基準は、基本的には日本下水道協会発行の「排水設備工事責任技術者講習用テキスト(最新版)」と、[鎌倉市下水道条例](#)と[同施行規則](#)によります。

1 ますの構造基準

- (1) ますは日本下水道協会又は塩化ビニル管・継手協会（旧プラスチック・マンホール協会）の規格適合商品を使用してください。
- (2) 規格対象商品以外を使用する場合は、事前に担当者と相談の上、機能・構造等が確認できる資料として承認図、製品カタログ等のコピーを添付してください。
- (3) 本管径が 10cm の場合、ますの内径は 15cm 以上とし、10cm を超える場合は内径 20cm 以上のもので、原則として本管径より一回り大きな口径を使用し、堅固で耐久性及び耐震性のある構造のものとする。
- (4) ますの深さは、鎌倉市に登録した責任技術者が、維持管理を考慮して決定してください。排水管内径が 20cm を超える場合は、あらかじめ市長と協議する必要があります。



【鎌倉市の行政指導の標準的な基準】

◎個人で維持管理する場合

内径又は内のり(cm)	15	20 注 2	30~35(36)	40~45	50~60
深さ(cm) 注 1	80 以下	80 以下	90 以下	120 以下	150 以下

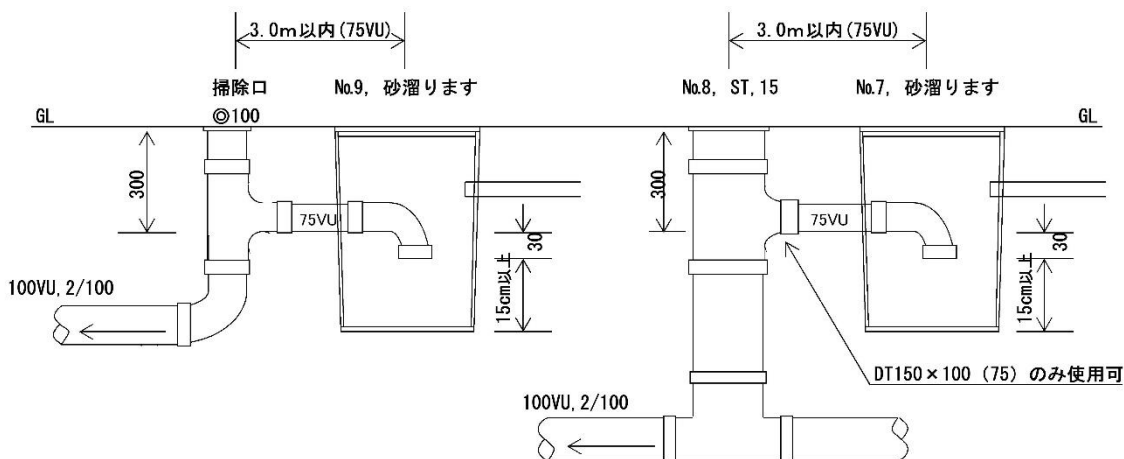
注 1) 汚水ますは地表面から下流側の管底まで、雨水ますは地表面からますの底部までをますの深さとする。

注 2) 内径又は内のり 20cm ますで、管路とます立上り部の会合部が維持管理器具の使用が容易な曲線構造を有している場合は、ます深さを 120cm 以下とすることができる。

◎業者の清掃を前提にする場合： ますの蓋を開けて、ますの底部が確認できる深さ

- 2 便所（大便器を有するもの）からの排水枝管と宅内排水本管との会合点に設ける汚水ますは、段差付(上下流落差 3cm 以上)を使用してください。
- 3 外流しは砂溜りますを設け、汚水排水としてください（詳細は下記図面を参照のこと）。
- 4 給湯器、業務用冷蔵庫、エアコンドレン、受水槽等からの排水は間接排水方式とし、汚水排水としてください。ただし、市長が別に定めるものについては、雨水の排水管に流すことができます。

施工例



仮設トイレ、先行配管等

仮設トイレ等（仮設の手洗いや土壌浄化等の排水など）や、先行配管（造成工事等で家屋が建つ前に階段の下等に先行して配管を行う場合）も通常通りの手続きが必要となります。

排水設備等新設等確認申請書を提出し、決定通知を受けてから施工し、工事完了から 5 日以内に完了届を提出してください。

既設管の使用

宅内の排水設備を公共下水道に接続するにあたり、排水管の一部を都合により既設管を使用する場合、既設管の勾配や土被りをよく確認し、使用に耐えうるものかどうか責任技術者が確認をしてください。使用中に不都合が生じた場合も申請者の責任において対処をお願いします。

既設管の使用に関しては、排水設備としての確認の対象外となりますので、排水設備等新設等確認申請の図面に、

【【 「既設管は申請者の責任において使用、排水設備計画確認の対象外」 】】

と明記してください。

床下集合配管

床下で台所、風呂、トイレ、洗面所、洗濯場等の排水をまとめて合流排水処理することを言います。

この排水設備工事の施工に際しては、建物内配管とし、排水設備としての確認の対象外となります。

使用中に不都合が生じた場合も申請者の責任において対処をお願いします。

排水ヘッダー（床下集合配管システム）

床下で台所、風呂、トイレ、洗面所、洗濯場等の排水をまとめて建物からの排水管の出口が 1 か所で済む配管設備を言います。

この配管設備の使用（設置）に際しては、建物内配管とし、排水設備としての確認の対象外となりますので、排水設備等新設等確認申請の図面に、

【【 「排水ヘッダーは申請者の責任において設置、排水設備計画確認の対象外」 】】

と明記してください。

阻集器（グリーストラップなど）

汚水に油脂、ガソリン、土砂、毛髪、ランドリー、プラスタ（石膏）、残滓などが含まれ、排水設備及び公共下水道の排水機能を著しく妨げ、又は損傷するおそれのある場合は、有効な位置に使用目的に適合した阻集器の設置が必要となり、排水設備の確認範囲として取扱います。

詳しくは <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gesui/greasetrap.html>



下水道条例施行規則 第 3 条 4 号（排水設備の構造基準）

排水中に含まれる油脂、ガソリン、土砂、毛髪その他排水設備の機能を著しく妨げ、又は損傷するおそれのあるものを有効に阻止し、かつ分離することができる構造の阻集器を有効な位置に設置すること。

ディスポージャー（生ゴミ粉碎機）

排水処理槽のない直接投入型（単体）ディスポージャーについては、鎌倉市下水道条例により原則禁止しています。

ただし、処理槽付ディスポージャー（ディスポージャー排水処理システム）については、「鎌倉市ディスポージャー排水処理システム取扱要綱」により公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポージャー排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」に基づき同協会の製品認証を受けたもの、あるいは公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポージャー排水処理システム性能基準（案）」に基づき評価機関により適合評価を受けたもの（平成 27 年 3 月 31 日までにシステムに係る計画の確認がなされたものに限る）について、排水設備として取扱いができます。

規格適合評価製品の一覧は日本下水道協会の HP

（<https://www.jswa.jp/haisui/tekigo/>）を確認してください。

なお、鎌倉市では、各家庭での生ごみの減量化及び資源化を推進するため、市民の皆さんが生ごみ処理機を購入する場合、購入費の一部を助成しています。

詳しくは鎌倉市 HP（<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/josei.html>）をご確認ください。



 **助成に関する問い合わせ ごみ減量対策課**

除害施設の設置等

下水道法では、悪質な下水に対して水質規制を行っており、あらかじめ処理を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしています。この排出下水を規制基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」といいます。下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷する恐れのある下水についての規制は、条例で排除基準を定め除害施設の設置等を義務付けています。

※詳細については鎌倉市下水道条例及び同施行規則を参照してください。

 **問い合わせ 山崎浄化センター**

雨水の処理

鎌倉市の公共下水道は分流式です。

汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の污水管へ、雨水は雨水管又は水路等の雨水排水施設（いずれも管理者の同意が必要）へ流します。排水設備の設計、施工にあたっては雨水が污水管に入らないように十分注意してください。

宅地内の雨水の処理については、可能な限り、宅地内浸透施設（浸透ます、浸透管）で地中に浸透させ、オーバーフロー分を雨水排水施設に流すようにしてください。また、接続先の道路に道路側溝等の雨水排水施設があるにも関わらず宅地内での浸透処理のみとする場合は、排水設備等新設等確認申請の図面に、

【【 雨水浸透処理は申請者の事情により適用、排水設備計画確認の対象外 】】

と明記してください。

なお、当該計画により、宅内の雨水排水処理に問題等が発生した場合、指定工事店の責任において状況改善が必要となりますのでご承知おきください。

 **問い合わせ 雨水管・道路側溝への接続に関する申請は、道水路管理課**

雨水浸透施設

雨水浸透施設の設置にあたっては、排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査した上で、次の事項を考慮し、判断してください。

雨水浸透施設は、雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所に設置してはなりません。また、浸透性の低い場所に設置する場合には、排水区域の周辺状況等に十分注意しなければなりません。

1 雨水浸透施設の設置禁止区域

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条）
- (2) 地すべり区域（地すべり等防止法第 18 条）
- (3) 擁壁上部、下部の区域
- (4) 隣接地その他の居住及び自然環境を害する恐れのある区域
- (5) 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壤汚染が予想される区域

2 雨水浸透施設の設置に注意しなければならない区域

- (1) 隣地の地盤が低く、浸透した雨水による影響が及ぶ恐れのある区域
- (2) 斜面や低地に盛土で造成した区域
- (3) 既設浸透施設に隣接する区域
- (4) 地下水位が高い区域

3 雨水浸透施設の選定にあたって

- (1) その排水区域に適し、浸透効果が十分なものを選定すること

4 その他設置に関する注意事項

- (1) 浸透施設の間隔は、浸透流の相互干渉により浸透量が低下する恐れがあることから、1.5m 以上距離をおくことが望ましい。
- (2) 建築物、隣地境界、埋設物から 30cm 以上の離隔をとって設置する。（図 1 参照）
- (3) 斜面の近隣部における浸透施設の設置は、図 2 に示す離隔を確保する。

図 1

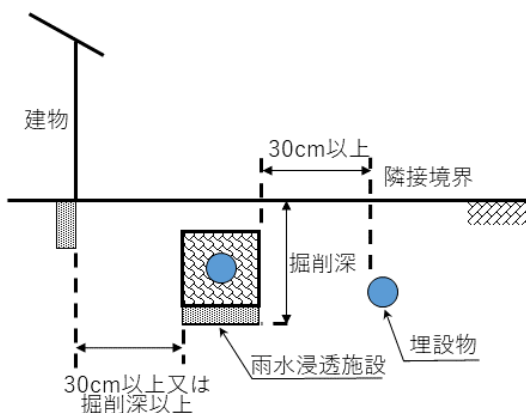
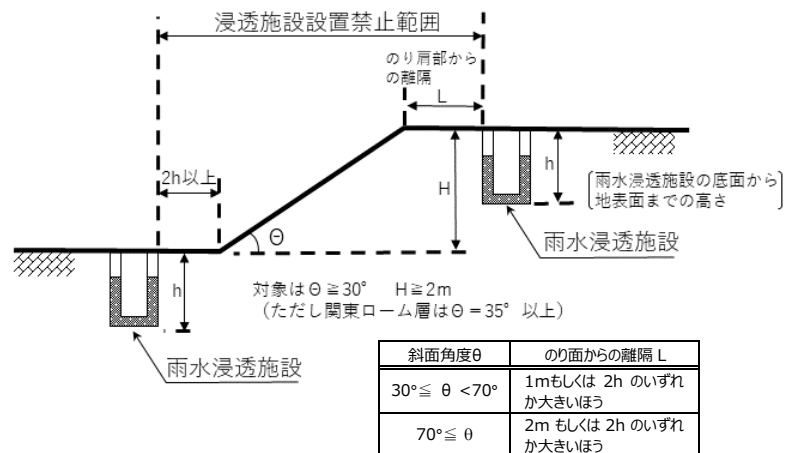


図 2



各種補助制度

 補助金に関する問い合わせ 料金担当

鎌倉市では、公共下水道の使用により一日でも早く快適な暮らしを送っていただくために、公共下水道接続工事等を行うかたを対象に、補助金・貸付金等の制度を設けています。制度を利用する場合は、事前に申請が必要です。排水設備等新設等確認申請書と同時に、申請書を提出してください。

根拠法令等：鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例、鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例施行規則、鎌倉市公共下水道私設汚水ポンプ設置等に係る交付金交付取扱要綱、私設汚水ポンプ設置基準、鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱

くみ取り便所改造又はし尿浄化槽廃止にかかる補助金と貸付金

くみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事を行うかたを対象に、補助金・貸付金の制度を設けています。

《条件》

原則として公共下水道が使用できる区域になってから 3 年以内に工事(排水確認の申請提出を含む)を行うこと

《補助金の額》

鎌倉市 HP

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gesui/hojokasitsuke310417.html>)

に掲載しています。

毎年 5 月に金額の見直しを行っていますので、確認の上、申請するようにしてください。



共同私設下水道

私道内に共同で下水道管を布設し、公共下水道に接続する工事を行うかたを対象に、補助金の制度を設けています。

《条件》

- 1 私道の下水道管の本管部の延長が 10m を超えること。
- 2 3 宅地以上あり、1 戸以上が接続すること。
- 3 原則として公共下水道が使用できる区域になってから 3 年以内に工事(排水確認の申請提出を含む)を行うこと

《補助金の額》

共同私設下水道の布設にかかる市の認めた工事費のうち、本管延長から 10m 分を除いた額を対象に補助します。

私設汚水ポンプ

既存建物が低地等にある場合で、自費により私設汚水ポンプ施設を設置するかたを対象に、交付金の制度を設けています。

《条件》

- 1 市長が定める形式の汚水ポンプを 2 棟共同で設置する工事を行うこと（ただし市長が特に認めた場合は 1 棟でも対象とする）
- 2 原則として公共下水道が使用できる区域になってから 3 年以内に工事（排水確認の申請提出を含む）を行うこと

《交付金の額》

ポンプ設置にかかった工事費の全額（千円未満は切り捨て）を交付します。

浄化槽雨水貯留施設

公共下水道に接続する工事に際し、不要となる浄化槽を転用し、雨水貯留施設に改造するかたを対象に、補助金の制度を設けています。

《補助金の額》

設置工事 1 件につき 40,000 円（当該設置工事に要した額が 40,000 円に満たないときは、当該設置工事に要した額）

共同私設下水道の改築・修繕

老朽化により共同私設下水道を改築・修繕するかたを対象に、補助金の制度を設けています。

《条件》

- 1 私道の下水道管の本管部の延長が 10m を超えること。
- 2 改修箇所が管渠工事の完了日又は当該補助金の交付を受けた前回の改築・修繕工事から原則として 25 年以上経過しているもの。
- 3 当該共同私設下水道に接続可能な宅地が 3 宅地以上あること。

《補助金の額》

共同私設下水道の改築・修繕工事に現に要した額の 80 パーセントの額を限度として補助します。

私設汚水ポンプの改築・修繕

老朽化による私設汚水ポンプを改築・修繕するかたを対象に、交付金の制度を設けています。

《条件》

- 1 過去に市の交付金を受けて設置したもの。
- 2 原則として設置工事の完了日から起算して 15 年を経過しているもの。

《交付金の額》

私設汚水ポンプの改築・修繕工事に現に要した額の 80 パーセントの額を限度として交付します。

排水設備の申請・完了届

オンライン申請について

排水設備の申請については、窓口での手続きのほか、『e-KANAGAWA 電子申請システム』による電子申請の受付を開始しました。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_initDisplay.action



e-KANAGAWA を初めてご利用される場合は、トップページ『初めてご利用する方』をご参照の上、『利用者登録』を行ってください。利用者登録の際は、申請団体が「鎌倉市」となっていることを確認の上、画面右上の『利用者登録』から手続きを行ってください。

利用者登録後、画面中段の『検索キーワード』に『排水』と記入いただくと、『排水設備等新設等確認申請』『排水設備等工事完了届』の手続きが選択できます。

【e-KANAGAWA 電子申請システム画面イメージ】

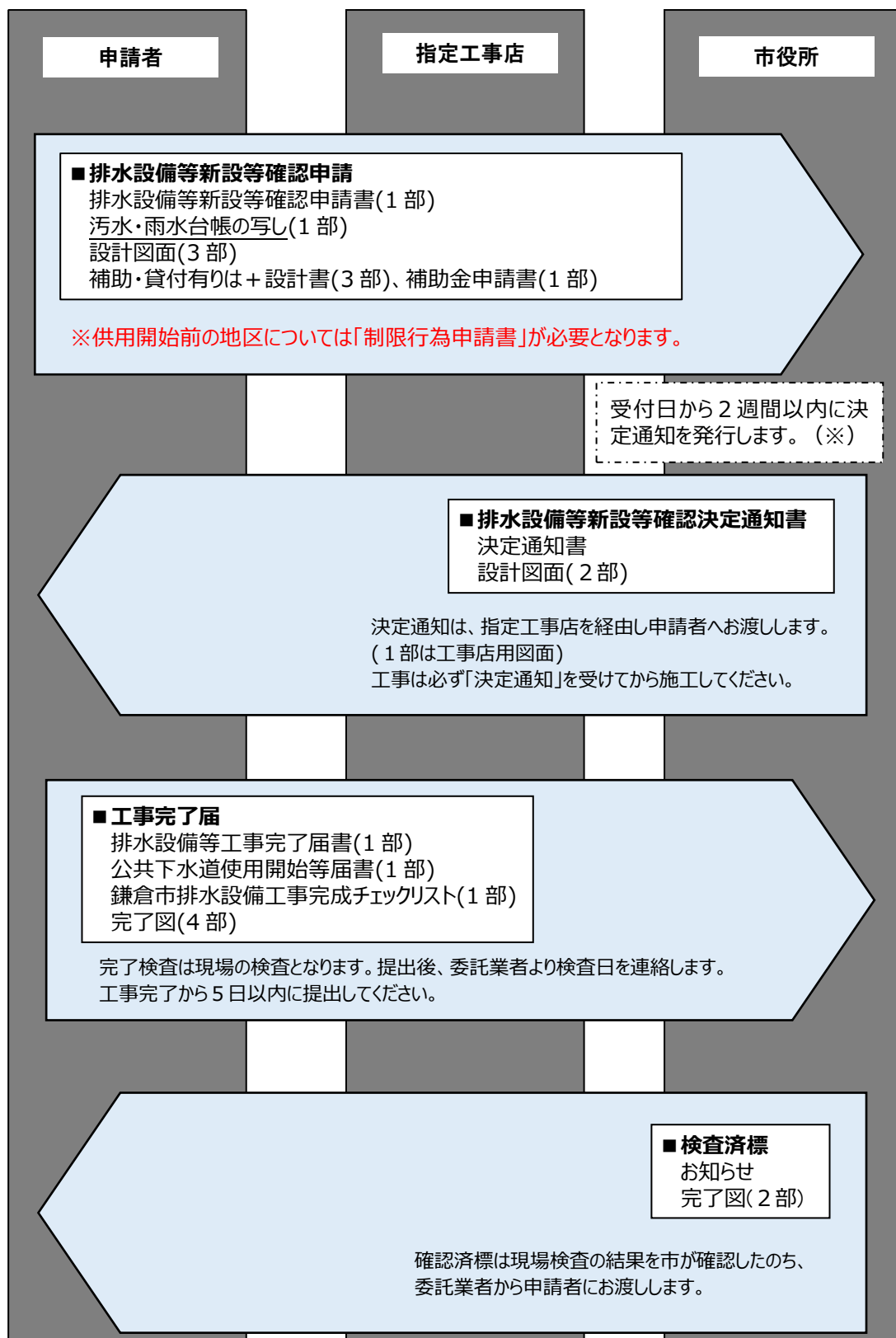
The screenshot shows the e-KANAGAWA electronic application system interface. Key elements and annotations include:

- Top Bar:** e-KANAGAWA logo, 鎌倉市 (Kamakura City), and 電子申請システム (Electronic Application System).
- Right Side:** ログイン (Login) button, 利用者登録 (User Registration) button (highlighted with a red box and a callout), and 予約手続き (Reservation Process) button.
- Left Side:** 申請団体「鎌倉市」 (Applicant Organization: Kamakura City) and 申請書ダウンロード (Download Application Form) button.
- Center:** A message box stating: 「いつでも、どこでも、行政手続きをインターネットで行うことができます」 (You can perform administrative procedures on the internet anytime, anywhere). Below it is a button: 手続き申込へ (Go to Application).
- Bottom Section:** A search area with the text: 「検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。」 (Enter (select) search items to search for procedures). Below this is a search box with the text: 検索キーワード: 排水 排水 (Search Keyword: Drainage Drainage). A callout points to this box with the text: 検索キーワード:『排水』 (Search Keyword: 'Drainage'). To the right of the search box is a button: 検索結果表示を行う (Display Search Results). Below the search box are two checkboxes: 個人が利用できる手続き (Procedures available to individuals) and 法人が利用できる手続き (Procedures available to corporations). Below these are two buttons: 絞り込みで検索する (Search with filters) and 分類別で探す (Search by category). Below the search area is a table titled 手続き一覧 (List of Procedures).

排水設備等新設等確認申請	排水設備等工事完了届
受付開始日時: 2023年03月01日08時30分	受付開始日時: 2023年03月01日08時30分
受付終了日時: 随時	受付終了日時: 随時

At the bottom center, there is a small green box with the number 1.

申請の流れ



※浄化槽の不具合等で早急に着工しなければならない場合には設備担当に相談してください。

申請書

排水設備の確認申請は次により作成し、市長宛に提出してください。提出先は下水道経営課設備担当となります。

- 1 排水設備等新設等確認申請書(第 1 号様式)1 部
- 2 排水設備等設計図面(縮尺 1/200 を標準とする)で次の事項を表示したもの 3 部
 - (1) 排水設備を設置し、又は改築しようとする土地(以下「申請地」という)付近の案内図(写図、住宅地図を参考にした場合は、平面図の左上に住宅地図等の名称、ページ及び座標を記入したもの)
 - (2) 申請地の境界線
 - (3) 申請地付近の道路の配置
 - (4) 申請地の地盤高さ (cm 単位)、申請地内にある建築物、台所、浴場、洗濯場、便所、外流しその他の汚水及び雨水を排除する施設の配置及び名称
 - (5) 申請地付近の公共下水道又は私道内の私設管の配置
 - (6) 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置
 - (7) 管きよの配置、形状、寸法 (m 単位) 及びこう配(雨水は排水経路のみを水色で表示し、既設の排水設備及び雨水施設は破線で表示すること)、ますの種類及び深さ (小数第 1 位を切り上げの cm 単位)、ドロップますの場合は入りと出の深さを記入)
 - (8) 最終ます又はマンホールの配置、形状、寸法 (cm 単位) 等
 - (9) 除害施設、排水ポンプ、防臭装置又は通気管を設けるときは、その配置
 - (10) 2 階以上の建築物の場合は、各階の配管系図
 - (11) 申請地における水栓番号(申請時に建物が無い場合で過去に水道が引き込まれていたときは、旧水栓番号)
 - (12) その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- 3 私道内に私設管を設けるときは、縦断図面 3 部 (場合により)
- 4 排水ポンプを設けるときは、形状、寸法及び能力を表示した図面 3 部
- 5 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例(昭和 46 年 6 月条例第 3 号)第 4 条の規定による申請をしようとするときは、当該申請書及び排水設備の工事設計書 3 部
- 6 阻集器を設けるときは、形状、寸法及び能力を表示した図面と選定根拠(計算書)を 3 部
- 7 供用開始区域以外の区域の場合は、制限行為申請書 1 部
- 8 その他、市長が必要と認める書類
- 9 汚水・雨水台帳の写し (申請箇所の宅地形状の縁取りまたは着色)
- 10 誓約書(構造基準)...構造基準に適合していない場合は、市の担当者と相談の上、提出してください。

※申請書等の必要書類は、鎌倉市 HP 内ダウンロードサイトに掲載の最新のものを使用してください。

(https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gesui/shinseisho_31_gesuidoukasenka1.html)



決定通知

排水設備の確認申請を市が受理してから、申請書に不備がなければ、14 日以内に排水設備等新設等確認決定通知書により申請の適否を通知します。決定通知を受けてから工事を施工してください。

計画の変更

決定通知を受けてから工事完了までに計画の変更があった場合は、設備担当に連絡し、指示を仰いでください。軽微な変更(管延長、ます深など)については担当者への報告後、工事完了時に、変更箇所を反映した精算図を提出してください。大幅な変更の場合は、書類を再提出していただく場合があります。

完了届の提出

工事が完了したら、5 日以内に市長へ排水設備等工事完了届書を提出してください。完了時には次の書類を提出してください。

- 1 排水設備等工事完了届書（第 3 号様式） 1 部
- 2 公共下水道使用開始届書（工事完了分） 1 部
- 3 チェックリスト 1 部
- 4 完了図（4 部/右上に朱書きで完了図と記入してください）※必ず新しい水栓番号を記入してください。

完了検査

完了検査は原則現場の検査となります。

完了書類の提出後、委託業者から連絡がありますので検査日程の調整をお願いします。

様式等

第1号様式(第4条)

排水設備等新設等確認申請

受付番号

年 月 日			
(宛先)鎌倉市長			
申請者		住所.....	
		ふりがな 氏名.....	
		電話 ()	
		〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び 名称・代表者氏名を記入してください。〕	
次のとおり申請します。			
申 請 区 分	☐ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築		
工 事 区 分	☐ くみ取り改造 ☐ 浄化槽廃止 ☐ 新 築 ☐ 増改築 ☐ 共同私設下水道 ☐ 改築・修繕 ☐ 低地ポンプ ☐ 仮 設 ☐ 先行配管 ☐ その他()		
施 工 場 所	鎌倉市		
下 水 区 分	☐ 一般汚水 ☐ 特定事業場 ☐ 除害施設 ☐ その他 ()		
指 定 工 事 店 名	No.	使 用 区 分	☐ 一般家庭 ☐ 集合住宅 ☐ 飲食店 ☐ 事務所等 ☐ その他()
責 任 技 術 者 名 登 録 番 号	No.		
着 工 予 定 年 月 日	・ ・	1 日 平 均 の 排 除 汚 水 量	(m ³ /日)
完 了 予 定 年 月 日	・ ・	世 帯 数 及 び 使 用 人 数	世 帯 人

- (注) 1 この申請書提出後、確認決定通知を受けてから、工事着手することになります。
 2 排水設備等の設置に際し、次のような場合は所有者の承諾を得てから申請してください。
 (1) 借家人が排水設備等を設置する場合は、建物所有者の承諾
 (2) 権利を有しない土地(私道等)に排水設備等を設置する場合は、土地所有者の承諾
 (3) 他人の排水設備等を使用する場合は、排水設備等所有者の承諾
 3 添付書類 (1)委任状 1部 (2)排水設備等計画図 3部 (3)その他関連する書類

第3号様式(第6条)

排水設備等工事完了届書

		受付番号	
		年 月 日	
(宛先)鎌倉市長			
		住所.....	
		届出者	
		ふりがな 氏名.....	
		電話 ()	
次のとおり届け出ます。			
指 定 工 事 店 名			
施 工 場 所		鎌倉市	
排水設備工事完了	申 請 区 分	☐ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築	
	工 事 区 分	☐ くみ取り改造 ☐ 浄化槽廃止 ☐ 新 築 ☐ 増改築 ☐ 共同私設下水道 ☐ 改築・修繕 ☐ 低地ポンプ ☐ 仮 設 ☐ 先行配管 ☐ その他()	
	下 水 区 分	☐ 一般汚水 ☐ 特定事業場 ☐ 除害施設 ☐ その他 ()	
	完 了 年 月 日	. .	

- (注) 1 工事完了日から5日以内に提出してください。
 2 添付書類 (1) 公共下水道使用開始届書 (2) チェックリスト 1部
 (3) 完了図 4部 (4) その他関連書類
 3 太枠の中だけ記入してください。

下水コード		—	
検査年月日	. .	検査員氏名	

鎌倉市排水設備工事完成チェックリスト

提出年月日 年 月 日

指定工事店名		受付番号	
責任技術者	氏 名	申請者名	
	番 号		

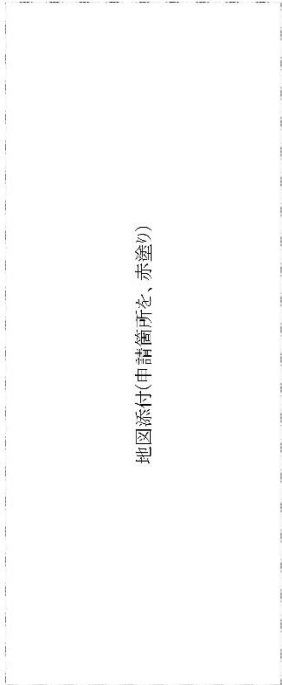
番号	チェック項目	確認欄
1	排水管の内径(口径 100 mmの場合は 2%以上)及び勾配は、鎌倉市下水道条例等の基準を満たしているか(管のたるみ、ます内の漏水はないか)。	
2	污水管と雨水管を分離して工事を行ったか(雨どい等に集められた 雨水を、污水管に接続していないか)。	
3	排水管の沈下や損傷を起こさないように、基礎をつき固めて、埋め戻しを入念に行ったか。	
4	露出管の布設については、管の凍結及び損傷を防ぐため、適切な材料を用いて防護又は固定したか。	
5	通気管等の設置は、適切に行われているか。	
6	既設管使用の場合、使用する既設管は長期の使用に耐えられるものであったか。	
7	雨水污水ますの設置については、ますの沈下を生じないように施工したか。	
8	くみ取り便所の便槽及び浄化槽の撤去処理については、将来にわたって衛生上問題のない処置を行ったか。	
9	油脂類、ガソリン、土砂の流入及びその他下水道施設の機能を防げるおそれのある箇所については、阻集器等を設置したか。	
10	外水道(散水目的を除く)が設置されている場合、污水排水として接続しているか。	
11	工事完了後に通水試験を行ったか(未接続の排水管はないか)。	
12	水の流れはスムーズか(ダブルトラップになっていないか)。	
13	器具トラップは確認したか。	
14	トイレ系合流箇所の3cm段差ますを確認したか。	
15	打音又は目視検査等により、污水ますは污水本管に、雨水ますは側溝又は雨水本管に接続されていることを確認したか。	

※ 該当する項目が適切に行われている場合は、確認欄にチェックしてください。

排水設備設計図面

設置場所	鎌倉市 (住居表示及び地番)			水栓番号	状態	水栓番号の記入及び水栓状態に○を付けてください(水栓番号は二段書可)。	
	申請者	住所					
		ふりがな氏名		225	—		廃止
指定工事店 (責任技術者)				225	—		休止
				225	—		散水栓
			(No.)、(No.)	225	—		使用

位置図 P — —



平面図

誓 約 書（構造基準）

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

今回、排水設備等新設等確認申請した自己所有の排水設備について、鎌倉市宅地内排水設備構造基準に適合しない箇所があります。今後、維持管理等で問題が生じた場合は、一切私の責任において処理します。なお、所有者変更時には、以上の内容を新所有者に説明をいたします。

構造基準に適合していない箇所：

理由：

設置場所： _____

申請者： 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____（日中連絡が取れるもの）

（ 個人の場合：自筆で記入してください。氏名をパソコン等で作成する場合は押印が必要です。
また、連絡先の記載がない場合も押印が必要となります。
法人の場合：自筆・記名に関わらず代表者の押印が必要となります。また、押印は法務局に
届け出ている代表者印を押印してください。（角印等では受付できません。） ）

指定工事店： 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

※内容等が不明の場合、申請者に連絡する場合がありますのでご了承ください。

※誓約書を偽造して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第 159 条ほか）で刑事罰の対象になることがあります。

※ オンラインによる申請の場合は、後日原本の提出を求めます。

記載例

第 1 号様式(第 4 条)

排水設備等新設等確認申請

受付番号

(宛先)鎌倉市長		令和〇 年 〇 月 〇〇 日	
住所		鎌倉市御成町〇〇-▽△	
申請者		氏名 〇〇 太郎	
電話		0467(〇〇) ××△□	
法人の場合は役職、代表者氏名まで記載してください。		法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名を記入してください。	
新設：排水設備を新たに設ける場合 増築：既設の排水設備に、新たに延長する場合 改築：既設の排水設備の一部を撤去して改めて設ける場合			
申請区分	☒ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築		
工事区分	☐ くみ取り改造 ☐ 浄化槽廃止 ☒ 新 築 ☐ 増改築 ☐ 共同私設下水道 ☐ 改築・修繕 ☐ 低地ポンプ ☐ 仮 設 ☐ 先行配管		
施工場所	鎌倉市 御成町〇〇-▽△- (〇〇〇-〇〇) (地番)を記載してください。		
下水区分	☒ 一般汚水 ☐ 特定事業場 ☐ 除害施設 ☐ その他 ()		
指定工事店名	No. 〇〇〇 〇〇会社		☐ 一般家庭 ☐ 集合住宅 ☐ 飲食店 ☐ 事務所等 ☒ その他(店舗兼用住宅)
責任技術者名 登録番号	No. 〇〇〇 鎌倉 一郎	店舗兼用住宅など、複数用途の場合はその他にチェックし () に内容を記入してください。	
着工予定年月日	RO・ 〇 ・〇〇	1 日平均の排除汚水量	〇〇 (m ³ /日)
完了予定年月日	RO・ 〇 ・〇〇	世帯数及び使用人数	〇 世帯 〇 人

- (注) 1 この申請書提出後、確認決定通知を受けてから、工事着手することになります。
- 2 排水設備等の設置に際し、次のような場合は所有者の承諾を得てから申請してください。
- (1) 借家人が排水設備等を設置する場合は、建物所有者の承諾
 - (2) 権利を有しない土地(私道等)に排水設備等を設置する場合は、土地所有者の承諾
 - (3) 他人の排水設備等を使用する場合は、排水設備等所有者の承諾
- 3 添付書類 (1)委任状 1 部 (2)排水設備等計画図 3 部 (3)その他関連する書類

第 3 号様式(第 6 条)

排水設備等工事完了届書

排確の受付番号を記入してください。

受付番号 ○○○○○○

令和○ 年 ○ 月 ○○ 日

(宛先)鎌倉市長

住所 鎌倉市御成町○○-▽△

届出者

ふりがな かまくら 太郎
氏名 鎌倉 太郎

電話 0467 (○○) ××△□

排確申請書と合わせてください。

次のとおり届け出ます。

指 定 工 事 店 名	○○会社
施 工 場 所	鎌倉市 御成町○○-▽△- (○○○-○○)
排水設備工事完了	申請区分 ☒ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築
	工事区分 ☐ くみ取り改造 ☐ 浄化槽廃止 ☒ 新 築 ☐ 増改築 ☐ 共同私設下水道 ☐ 改築・修繕 ☐ 低地ポンプ ☐ 仮 設 ☐ 先行配管 ☐ その他()
	下水区分 ☒ 一般汚水 ☐ 特定事業場 ☐ 除害施設 ☐ その他()
	完了年月日 令和○ . ○○ . ○○

排確申請書と合わせてください。

- (注) 1 工事完了日から 5 日以内に提出してください。
2 添付書類 (1) 公共下水道使用開始届書 (2) チェックリスト 1 部
(3) 完了図 4 部 (4) その他関連書類
3 太枠の中だけ記入してください。

下水コード	—		
検査年月日	・	・	検査員氏名

鎌倉市排水設備工事完成チェックリスト

提出年月日 令和〇 年 〇 月 〇 日

指定工事店名	〇〇会社		受付番号	〇〇〇〇〇〇
責任技術者	氏 名	鎌倉 一郎	申請者名	鎌倉 太郎
	番 号	〇〇〇		

番号	チェック項目	確認欄
1	排水管の内径(口径 100 mmの場合は 2%以上)及び勾配は、鎌倉市下水道条例等の基準を満たしているか(管のたるみ、ます内の漏水はないか)。	✓
2	汚水管と雨水管を分離して工事を行ったか(雨どい等に集められた 雨水を、汚水管に接続していないか)。	✓
3	排水管の沈下や損傷を起こさないように、基礎をつき固めて、埋め戻しを入念に行ったか。	✓
4	露出管の布設については、管の凍結及び損傷は固定したか。	—
5	通気管等の設置は、適切に行われているか。	—
6	既設管使用の場合、使用する既設管は長期の	—
7	雨水汚水ますの設置については、ますの沈下を生じないように施工したか。	✓
8	くみ取り便所の便槽及び浄化槽の撤去処理については、将来にわたって衛生上問題のない処置を行ったか。	—
9	油脂類、ガソリン、土砂の流入及びその他所については、阻集器等を設置したか。	✓
10	外水道(散水目的を除く)が設置されている場合、汚水排水として接続しているか。	✓
11	工事完了後に通水試験を行ったか(未接続の排水管はないか)。	✓
12	水の流れはスムーズか(ダブルトラップになっていないか)。	✓
13	器具トラップは確認したか。	✓
14	トイレ系合流箇所の3cm段差ますを確認したか。	✓
15	打音又は目視検査等により、汚水ますは汚水本管に、雨水ますは側溝又は雨水本管に接続されていることを確認したか。	✓

※ 該当する項目が適切に行われている場合は、確認欄にチェックしてください。

誓 約 書（構造基準）

令和〇 年 〇 月 〇 日

（宛先）鎌倉市長

今回、排水設備等新設等確認申請した自己所有の排水設備について、鎌倉市宅地内排水設備構造基準に適合しない箇所があります。今後、維持管理等で問題が生じた場合は、一切私の責任において処理します。なお、所有者変更時には、以上の内容を新所有者に説明をいたします。

構造基準に適合していない箇所：No〇ます 段差ます未使用

構造基準外となる箇所および適合していない状況を記載してください。

理由： 下水道本管の深さが浅く、段差ますを使用した場合に本管に接続できないため

提出する理由を記載するのではなく、「なぜそのような施工となったのか」を記載してください。

設置場所： 御成町〇〇-▽△-（〇〇〇-〇〇）

申請書の施工場所と合わせてください。

申請者： 住 所 鎌倉市御成町〇〇-▽△

氏 名 鎌倉 太郎

電 話 0467(〇〇) ××△□ （日中連絡が取れるもの）

（ 個人の場合：自筆で記入してください。氏名をパソコン等で作成する場合は押印が必要です。また、連絡先の記載がない場合も押印が必要となります。
法人の場合：自筆・記名に関わらず代表者の押印が必要となります。また、押印は法務局に届け出ている代表者印を押印してください。（角印等では受付できません。） ）

指定工事店： 住 所 鎌倉市〇〇町〇〇-▽△

氏 名 〇〇会社

印

代表者印を押印してください。

※内容等が不明の場合、申請者に連絡する場合がありますのでご了承ください。

※誓約書を偽造して使用した場合、私文書偽造罪及び同行使罪（刑法第 159 条ほか）で刑事罰の対象になることがあります。

第 11 号様式(第 8 条)

公共下水道使用開始等届書

令和〇 年 〇 月 〇 日

(宛先) 鎌倉市長

届出者住所鎌倉市御成町〇〇-▽△

ふりがな氏名かまくら たろう鎌倉 太郎

電話0467 (〇〇) ××△□

次のとおり届け出ます。

届出区分	☒ 開始 ☐ 再開 ☐ 休止 ☐ 廃止		
使用者	使用場所	鎌倉市 御成町〇〇-▽△- (〇〇〇-〇〇)	
	ふりがな氏名	かまくら たろう鎌倉 太郎	
工事区分	☐ くみ取り改造 ☐ 浄化槽廃止 ☒ 新 築 ☐ 増改築		
	☐ その他 ()		
使用水区分	☒ 水 道 (☒ 専用 ☐ 共用) ☐ 井 戸 (使用人数 人)		
水栓番号	2 2 5 - 〇〇△〇▽□ -		
使用開始等年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日		
指定工事店名			受付番号
備考	☐ 接続登録 (月 日) (☐ 県水開始 ☐ 前回点検 ☐ 使用開始) ☐ 賦課済み		
入力年月日	. .		処理確認年月日
			. .

(注) 太枠の中だけ記入してください。

問い合わせ先

鎌倉市役所	代表：0467(23)3000
下水道経営課 設備担当	ダイヤルイン：0467(61)3840
宅地内排水設備について	
下水道経営課 料金担当	ダイヤルイン：0467(61)3717
補助金・貸付金・下水道使用料・受益者負担金・指定工事店・責任技術者について	
下水道河川課 下水道担当	ダイヤルイン：0467(61)3769
未設置ますの設置・自費工事の構造指導・公共下水道管の工事・ 公共汚水ますのつまり・公共下水道管の維持管理について	
山崎浄化センター	ダイヤルイン：0467(46)8001
除害施設の設置等について	
道水路管理課	ダイヤルイン：0467(61)3538
雨水管・道路側溝への接続に関する申請について	
ごみ減量対策課	ダイヤルイン：0467(61)3396
生ごみ処理機購入助成金について	

[△目次△](#)